

付 議 第 8 号

県費負担教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則議案

県費負担教職員の人事評価に関する規則（平成17年高知県教育委員会規則第3号）の一部を、別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成4年高知県教育委員会規則第1号）第2条第3号の規定に基づき議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(3)規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教育委員会規則

県費負担教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成26年3月 日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第 号

県費負担教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則

県費負担教職員の人事評価に関する規則（平成17年高知県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項の表中

「

副校長	校長	市町村教育長
教頭	校長	市町村教育長

」

を

「

副校長、教頭及び事務長	校長	市町村教育長
-------------	----	--------

」

に、

「

学校事務職員	副校長又は教頭	校長
--------	---------	----

」

を

「

学校事務職員	事務長、副校長又は教頭	校長
--------	-------------	----

」

に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

県費負担教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則議案説明

1 改正の目的及び内容

市町村（学校組合）立学校への事務長の設置に伴い、職種（校長、副校長、教頭、教諭等）ごとの評価者を定めている第5条第2項の表について、次のように改正するものである。

(1) 「事務長」についての評価者を次のとおりとする。

1次評価者：校長

2次評価者：市町村教育長

(2) 「学校事務職員」の1次評価者に「事務長」を追加する。

2 施行期日

平成26年4月1日

新 旧 対 照 表

新

旧

県費負担教職員の人事評価に関する規則(抜粋)

県費負担教職員の人事評価に関する規則(抜粋)

(人事評価の実施方法及び評価者)

(人事評価の実施方法及び評価者)

第5条 略

第5条 略

2 職種ごとの評価者は、次の表に定めるとおりとする。

2 職種ごとの評価者は、次の表に定めるとおりとする。

職種	1次評価者	2次評価者
校長	市町村教育委員会教育長(以下「市町村教育長」という。)が指定する市町村教育委員会の事務局職員	市町村教育長
副校長、教頭及び事務長	校長	市町村教育長
主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、講師、養護教諭及び栄養教諭	副校長又は教頭	校長
補導教員	補導センター等の長	市町村教育長
学校栄養職員	副校長、教頭又は共同調理場の長	校長
学校事務職員	事務長、副校長又は教頭	校長
指導主事	市町村教育委員会の事務局で勤務する者にあつては市町村教育長が指定する市町村教育委員会の事務局職員、県教育委員会事務局で勤務する者にあつては所属の課長補佐又は次長	市町村教育委員会の事務局で勤務する者にあつては市町村教育長、県教育委員会事務局で勤務する者にあつては所属の課長又は所長

職種	1次評価者	2次評価者
校長	市町村教育委員会教育長(以下「市町村教育長」という。)が指定する市町村教育委員会の事務局職員	市町村教育長
副校長	校長	市町村教育長
教頭	校長	市町村教育長
主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、講師、養護教諭及び栄養教諭	副校長又は教頭	校長
補導教員	補導センター等の長	市町村教育長
学校栄養職員	副校長、教頭又は共同調理場の長	校長
学校事務職員	副校長又は教頭	校長
指導主事	市町村教育委員会の事務局で勤務する者にあつては市町村教育長が指定する市町村教育委員会の事務局職員、県教育委員会事務局で勤務する者にあつては所属の課長補佐又は次長	市町村教育委員会の事務局で勤務する者にあつては市町村教育長、県教育委員会事務局で勤務する者にあつては所属の課長又は所長

備考 略

3・4 略

備考 略

3・4 略